



平成 30 年 11 月 2 日

各位

| | | |
|------|---------------------------|-------|
| 会社名 | ダイバア株式会社 | |
| 代表者名 | 取締役社長 | 山本 勝巳 |
| | (コード番号：6478 東証第二部) | |
| 問合せ先 | 常務取締役 | 藤原 秀次 |
| | (TEL . 0725-53-1711 (代表)) | |

**(訂正)「支配株主である株式会社ジェイテクト(証券コード：6473)による
当社株券等に対する公開買付けに係る意見表明及び
応募推奨に関するお知らせ」の一部訂正について**

平成 30 年 10 月 31 日付けで開示した「支配株主である株式会社ジェイテクト(証券コード：6473)による当社株券等に対する公開買付けに係る意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします(訂正箇所には下線を付してあります。)

記

1 . 「支配株主である株式会社ジェイテクト(証券コード：6473)による当社株券等に対する公開買付けに係る意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」のうち、「3 . 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の 8 行目から 9 行目(4 頁)

【訂正前】 現在、公開買付者は、連結子会社 151 社及び持分法適用関連会社 17 社

【訂正後】 現在、公開買付者は、連結子会社 151 社及び持分法適用関連会社 16 社

2 . 添付資料である平成 30 年 10 月 31 日付け「ダイバア株式会社株式(証券コード：6478)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」のうち、「1 . 買付け等の目的等」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の 6 行目から 7 行目(2 頁)

【訂正前】 現在、公開買付者は、連結子会社 151 社及び持分法適用関連会社 17 社

【訂正後】 現在、公開買付者は、連結子会社 151 社及び持分法適用関連会社 16 社

3. 添付資料である平成 30 年 10 月 31 日付け「ダイベア株式会社株式（証券コード：6478）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」のうち、「2. 買付け等の概要」の「(6) 買付け等による株券等所有割合の異動」(19 頁)

【訂正前】

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

| | | |
|------------------------------|----------|----------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 39,474 個 | (買付け等前における株券等所有割合 45.28%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 2,296 個 | (買付け等前における株券等所有割合 2.63%) |
| 買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 87,178 個 | (買付け等後における株券等所有割合 100.00%) |
| 買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 0 個 | (買付け等後における株券等所有割合 0.00%) |
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 86,665 個 | |

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は 0 個と記載しております。また、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 30 年 8 月 9 日に提出した第 90 期第 1 四半期報告書に記載された平成 30 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式及び相互保有株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者四半期決算短信に記載された平成 30 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（8,736,727 株）から対象者が直近で入手した平成 30 年 9 月 30 日現在の株主名簿に基づき公開買付者に通知した同日現在の対象者が所有する自己株式数（18,864 株）を控除した株式数（8,717,863 株）に係る議決権の数（87,178 個）を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

【訂正後】

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

| | | |
|------------------------------|----------|---------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 39,474 個 | (買付け等前における株券等所有割合 45.28%) |
| 買付け等前における特別関係者の | 2,817 個 | (買付け等前における株券等所有割合 3.23%) |

| | | |
|----------------------------------|----------|----------------------------|
| 所有株券等に係る議決権の数 | | |
| 買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数 | 87,178 個 | (買付け等後における株券等所有割合 100.00%) |
| 買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数 | 0 個 | (買付け等後における株券等所有割合 0.00%) |
| 対象者の総株主等の議決権の数 | 86,665 個 | |

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数(光洋熱処理株式会社及び光洋メタルテック株式会社が、取引先持株会を通じて保有する対象者株式に係る議決権の数521個を含みます。)の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は0個と記載しております。また、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成30年8月9日に提出した第90期第1四半期報告書に記載された平成30年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び相互保有株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者四半期決算短信に記載された平成30年9月30日現在の発行済株式総数(8,736,727株)から対象者が直近で入手した平成30年9月30日現在の株主名簿に基づき公開買付者に通知した同日現在の対象者が所有する自己株式数(18,864株)を控除した株式数(8,717,863株)に係る議決権の数(87,178個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

以 上